

第 2 6 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第26回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和8年5月21日（木）午後1時25分～午後2時43分

2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1・2-2

3 出席委員 （農業委員8名）

1：池澤 弘子	2：住本 昌彦
3：岸本 富生	4：住本 浩也
5：稲田 保	6：山田 英俊
7：中尾 正美	8：服部 正代

（農地利用最適化推進委員15名）

9：大谷 敏行	10：田中 勝
11：藤原 三男	12：井上 勝秀
13：藤原 一男	14：井上 秀隆
15：増田 種正	16：林 茂雄
17：大島 育雄	18：西山 彰彦
19：横山 和行	20：片山 嘉彦
21：中村 富昭	22：松尾 信行
23：永井 達郎	

4 欠席委員 （農業委員0名）

（農地利用最適化推進委員0名）

5 議事に関係した事務局職員

事務局長	印田 裕
事務局	河嶋 雅浩

6 会議に付した事件

議事

議案第141号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
議案第142号	農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
議案第143号	農用地利用集積計画等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）

報告事項

- 報告 1 各種証明書 of 交付
- 報告 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び同法施行令第 1 0 条第 1 項の規定による届出の受理
- 報告 3 農地法第 1 8 条第 6 項及び同法施行規則第 6 8 条の規定による小作の解約通知の受理
- 報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

【 開 会 】

○議長

開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

みなさん、こんにちは。

本日は田植えの準備で大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今年の天候を見てみますと、1月と2月は非常に雨が少ない時期でございます。私の町では2月の初めの日曜日に畔焼きをするのですが、乾燥注意報が出ているとこういって、1週間伸びました。それでもできず、結局3月初めの日曜日にとすることとなりました。それほど、1月と2月は雨が少なく、ため池の水もかなり減っております。

ところが、3月と4月はずっと雨がよく降りましてため池の水も回復したのですが、田んぼの土が良く湿り、なかなか「くれ返し」ができないという時期でした。それが、この5月になってから、10日以上好天が続いたと思います。その後やっと、トラクターで「くれ返し」を行っていたら、ほこりが舞い上がって、煙が上がっているような感じになっていました。これから先、田植えに備えて色々準備が出てくると思います。

最近のニュースでは中東情勢の影響を受けて、ナフサが不足していると出ています。あまり普段の生活でナフサは意識しませんが、ビニールやシンナーの原料になるそうです。これが、不足していることで、ペンキを使う塗装の工事に遅れたり、ポテトチップスの袋がカラー印刷からモノクロ印刷になるなどのニュースを見て、色々な影響があるのだと思いました。農業分野においては、影響はあまりないようですが、中にはビニールのマルチが入庫しにくいなどを聞いたことがあります。これから早く中東情勢が終わり、このようなことの解消を願っているところです。

本日、第26回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございました。のちほど、現地調査報告をよろしく願いいたします。

さて、本日の委員会では、農地法第3条の許可、第5条の許可申請に対する進達、農地利用集積計画等促進計画に係る意見につい

て、の審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき、議席番号・氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 それでは、ただいまから第２６回小野市農業委員会を開会いたします。
(議長着席)

○議長 本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。

○議長 次に、議事録署名委員２名を指名させていただきます。
 このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号
 ５番 稲田 保 委員、
 ６番 山田 英俊 委員
 をお願いいたします。

○議長 それでは、これより議事に入ります。

(農地法３条関係)

○議長 議案、第１４１号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局 議案書の１ページをお願いします。
(印田)

議案第１４１号

「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について」
別紙の農地法第３条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和８年５月２１日提出

小野市農業委員会 会長 中尾正美

詳細は、２ページから３ページまでの１４件になります。
ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長　議案第１４１号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第３条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長　それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番、〇〇が、1番について説明いたします。

議案書の 2 ページ、及び参考資料の、1 ページから 2 ページをご覧ください。

申請人：譲受人 福住町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 大阪府豊中市〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、

申請地：所在地 福住町字〇〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡
 自作地、所在地 福住町字〇〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、福住町字〇〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、福住町字〇〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、福住町字〇〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、福住町字〇〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、福住町字〇〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、福住町字〇〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、福住町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 作地、合計〇筆、合計面積〇〇〇㎡、適用として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の〇〇さんはもう田んぼが作れず、田んぼを売りたいと〇〇さんに相談され、この相談を受け、〇〇さんは買っても良いと考えられました。〇〇さんは田んぼをたくさん作っておられるので、この案件について妥当かと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長　１番について、説明は終わりました。

1 番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1 番については許可することに決定してご異議ございませんか。
 (異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1 番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2 番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番、○○が、2 番について説明いたします。
 議案書の2 ページ、及び参考資料の、1 ページから2 ページをご覧ください。

 申請人：譲受人 広渡町○○ ○○ ○○、譲渡人 広渡町○○
 ○ ○○ ○○○、

 申請地：所在地 古川町字○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、
 合計○筆、合計面積○○㎡、適用として、売買による所有権移転で
 あります。

 譲受人の○○さんは譲渡人の○○さんは話し合いの結果、農地を
 買っても良いということになりました。○○さんが買う土地は現
 在、古川町字○○となっておりますが、これは、圃場整備前は広渡
 町の土地でした。圃場整備後、字○○の2 町歩の土地が古川町とし
 て登記されているうちの、1 町歩以上は○○さんが耕作されている
 関係上、農地もしっかり管理できるため、売買が成立したものです。

 ○○さんは約 20 町歩ほど耕作されており、本人からの維持管理
 の確約も取れたため、問題ない案件かと思えます。

 ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 2 番について、説明は終わりました。
 2 番についてご質問、ご意見はございませんか。
 (発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2 番については許可
 することに決定してご異議ございませんか。
 (異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2 番については許可すること
 に決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番、○○が、3番について説明いたします。
議案書の2ページ、及び参考資料の、1ページから2ページを
ご覧ください。

申請人：譲受人 王子町○○ ○○○○○○○○○○ ○○ ○
○、譲渡人 王子町○ ○○ ○○、

申請地：所在地 王子町字○○○○○○○○ 地目田 面積○○○㎡
自作地、合計1筆、合計面積1,399㎡、適用として、売買による所
有権移転であります。

譲受人と譲渡人の関係は、譲受人の○○さんの実家と譲渡人の○
○さんが隣近所となっています。○○さんは元々、田んぼはせずに
他の人に貸していました。○○さんは現在30歳で、兼業農家として
両親とともに3町歩ほど田んぼをされています。○○さんは将来的
には農業経営規模拡大により専業農家を目指されています。

この一環として、この度、○○さんの農地を取得することとなり
ました。過去からも両親とともに農業をされてきていますので問題
はないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 3番について、説明は終わりました。
3番についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可
することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可すること
に決定いたします。

○議長 それでは、4番についてであります、次の5番から14番まで
と関連事項でありますので、4番から14番までをあわせて、地元
委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番、○○が、4番から14番について説明いたします。
議案書の2ページから3ページ、参考資料の11ページから24

えると、檜山町に借りたいとのことでした。

市場地区は他の地区とは違い、営農組合が無く、〇〇〇〇〇〇に引き受けてもらえることで喜んでいきます。

檜山町の室山の土地はどうかと、尋ねましたが距離があるため現時点では不可能とのことでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 4番から14番について、説明は終わりました。4番から14番についてご質問、ご意見は、ございませんか。

〇〇〇番 〇〇番、〇〇が質問します。
この〇〇〇〇〇〇は株式会社とは違うものなのでしょうか。
メインの業務は何なのでしょうか。

〇〇〇番 就労支援施設ということで、障害者に対して仕事の技術を提供したり、指導したりすることが業務であり、この指導者として農業高校出身者が3人おられます。

○議長 他にご質問、ご意見は、ございませんか。

〇〇〇番 〇〇番、〇〇が質問します。
今までコメが1町2反ほどで、合計すると3町歩ほどになりますがいかがでしょうか。

〇〇番 12,000 m²ほどの農地は、〇〇〇屋で使う野菜を主にされています。

〇〇〇番 水稻については3年ほどされています。

○議長 他に、4番から14番についてご質問、ご意見は、ございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番から14番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番から14番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案、第141号 農地法第3条関係では、申請件数14件、うち許可件数14件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案、第142号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局 議案書5ページをお願いします。

(印田) 議案第142号

「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について」
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和8年5月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾正美

詳細は、6ページの2件になります。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案、第142号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

議案書の6ページ、参考資料の25ページから25ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 昭和町○○ (株)○○○○○○○○ ○○○○、
譲渡人 加西市北条町○○○○ ○○ ○○

申請地：所在地 昭和町字○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、昭和町字○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、昭和町字○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、昭和町字○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、合計○筆、合計面積○○○㎡、適用として、売買による露天駐車場、普通自動車30台(第2種農地)であります。

この農地は、前所有者が相続していたものですが、亡くなったことにより、妻であった〇〇さんが相続されたものです。譲渡人は現在 80 歳であり、農地の管理ができないということで譲受人の〇〇さんをお願いして、申請地を買ってもらう運びとなりました。〇〇さんは現在、30 代の若さで自動車の修理販売を行っている方で、隣近所に迷惑をかけないよう事業を行うといわれています。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番、〇〇が、1 番の現地調査報告をいたします。
ただいま、地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が宅地、西側が宅地及び田、南側が宅地、北側が水路となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思います。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長 1 番について、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1 番については進達することに決定して、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1 番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは 2 番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、2 番について説明いたします。
議案書 6 ページ、参考資料の 27 ページから 28 ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 加西市玉野町〇〇〇 〇〇〇〇(株)〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇、譲渡人 浄谷町〇〇 〇〇 〇〇

申請地：所在地 浄谷町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡
自作地、浄谷町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、
合計〇筆、合計面積〇〇〇㎡、適用として、売買による物流倉庫〇
〇〇〇〇㎡、露天駐車場 普通自動車39台 大型トラック3台、
進入道路 〇〇㎡（第2種農地）であります。

譲渡人の〇〇〇〇さんですが、申請地については農地として維持
されていきました。数年前から用水路が崩壊し、実質的には利用不可
能となり草刈りなどによる維持管理を行われていました。

譲受人の〇〇〇(株)は加西市に本社、加古川市に倉庫、広島県福山
市に営業所がございます。主に、家電製品、食料品業界からの冷凍
食品の保管など、顧客からのニーズに合わせた倉庫が必要です。

申請地については、物流倉庫の計画の一部に農地がかかるため、
転用申請となっています。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 ○番、〇〇が、2番の現地調査報告をいたします。
ただいま、地元委員から詳しく説明がありましたとおりでござい
ます。

相隣関係としましては、東側が山林、西側が道路、南側が水路及
び田、北側が宅地となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良
区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、
土地改良区の意見書は提出されております。

○議長 2番について、説明が終わりました。必要書類は、提出されてお
ります。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

〇〇〇番 ○〇番、〇〇が質問します。
申請地の面積は〇〇〇㎡ですが、物流倉庫は〇〇〇〇〇㎡となっ
ています。今回の場合は、申請農地以外も所有されているのでしょ
うか。

〇〇〇番 今回の申請地の〇筆の横に〇〇番〇という地番がありますが、これが非常に広い土地を含めた計画であり、この計画の中の〇〇〇〇㎡が農地であったものです。

〇〇番 申請地の横は山林となっています。

〇事務局 開発は〇〇〇〇㎡を超えています。

(河嶋)

〇議長 他に、本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

〇議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については進達することに決定して、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

〇議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定いたします。

〇議長 以上、議案 第142号 農地法第5条関係では、申請件数2件、うち進達件数2件により審議は終了いたしました。

(休憩)

〇議長 ここで、14時20分まで休憩といたします。

〇議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。

(農用地利用集積等促進計画に係る意見)

〇議長 議案第143号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

〇産業創造課 地域振興部産業創造課の〇〇と申します。本日は小野市からの議案として第143号をご審議いただくことになります。
どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長 次に、議案、第143号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局
(印田)

議案書 7 ページをお願いします。

議案第 1 4 3 号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について
(農地中間管理権)」

農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、農地中間管理事業
の推進に関する法律第 1 9 条の規定に基づき、農業委員会の意見を
求める。

令和 8 年 5 月 2 1 日提出

小野市農業委員会 会長 中尾正美

8 ページをお願いします。

市長部局より、令和 8 年 4 月 2 7 日付けで、意見を求められてい
ます。

9 ページから 1 7 ページまでが、「農用地利用集積等促進計画」と
なっております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長

議案、第 1 4 3 号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、
「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理
権）」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただ
き、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創
造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課

地域振興部 産業創造課の ○○と申します。

本日は、小野市からの議案として、第 1 4 3 号を、ご審議いただ
くこととなります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議案第 1 4 3 号「農用地利用集積等促進計画に係る意見につい
て」の提案説明をいたします。

議案資料は 8 ページから 1 7 ページまでとなり、別途、配布して
おります対象農地位置図と一緒にご覧いただき、ご審議の程お願い
いたします。

いずれも、農地中間管理権による分であります。今回の農用地の
利用集積促進計画の概要を申しますと、賃貸借権の設定で 2 件、使
用貸借の設定で 5 件となります。

それでは、賃貸借権の設定分からご説明いたします。

議案資料 9 ページから 1 2 ページをご覧ください。

賃貸借権の設定 1 件目は、王子町内の農地、計 3 筆・面積にして
5, 2 5 4 m²を、同町を拠点に、水稻を中心に営農を展開する ○
○ ○○ 氏 に集積をしようとするものであります。(新規)

集積する農地の所有者は10ページの1番から3番の方の計3名となります。

農地の所在ですが、位置図の1ページをご参照願います。

貸借期間は本年7月からの10年間となっており、賃料は10アール当たり10,000円となります。

賃貸借権の設定2件目は、久保木町内の農地、計5筆・面積にして7,450㎡を、同町及び王子町を拠点に水稻を中心に営農を展開する〇〇〇氏に集積をしようとするものであります。なお、当人は、広渡町在住の認定農業者である〇〇〇〇氏の息子さんでもあります。(新規)

集積する農地の所有者は10ページの4番の方となります。

農地の所在ですが、位置図2ページをご参照願います。

貸借期間は本年7月からの10年間となっており、賃料については、10アール当たり7,000円となります。

続いて、使用貸借権の設定分について、ご説明いたします。

議案資料13ページから16ページをご覧ください。

使用貸借権の設定1件目は、垂井町内の農地、計32筆・面積にして26,189㎡を、多可郡多可町の加美区を拠点に水稻、飼料作物の生産を中心に営農を行う株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇に集積をしようとするものであります。同社は、令和4年設立の法人で、すでに約14haにおよぶ借入農地において、コシヒカリやにじのきらめきなどの主食用米、や山田錦などの酒米、さらには、飼料作物の生産に取り組んでおり、県内外の酒造メーカーやコメ卸会社、飲食店、さらには、畜産農家など20以上の事業所と取引をされております。さらに、令和6年4月には、西脇市、加東市、多可町の3市町にわたる広域の認定農業者として、県より認定を受けております。

この法人は、現在、畜産事業者に対する飼料作物の供給量の拡大に力を入れており、実需者である畜産農家が多い、北播磨地域で、新たな飼料生産の拠点をつくるため、当該農地を借り受けようとしております。

集積する農地の所有者は14ページの1番から17番の方となり、計17名となります。

農地の所在ですが、位置図3ページをご参照願います。

貸借期間は本年7月からの10年間となっております。

使用貸借権の設定2件目は、浄谷町内の農地、計1筆・面積にして1,377㎡を、同町を拠点に水稻を中心に営農を展開する認定農業者〇〇〇氏に集積をしようとするものであります。(新規)

集積する農地の所有者は14ページの18番の方の計1名とな

ります。

農地の所在ですが、位置図4ページをご参照願います。

貸借期間は本年7月からの10年間となっております。

使用貸借権の設定3件目は、北丘町内の農地、計5筆・面積にして4,034㎡を、北丘町を拠点に水稻を中心に営農を展開する〇〇 〇〇 氏 に集積をしようとするものであります。新規就農されて数年ときいておりますが、徐々に、経営面積をふやしていきたいとの意向をおもちです。(新規)

集積する農地の所有者は14ページの19、20番の方となり、計2名となります。

農地の所在ですが、位置図5ページをご参照願います。

貸借期間は本年7月からの10年間となっております。

使用貸借権の設定4件目は、高田町内の農地、計4筆・面積にして3,983㎡を、広渡町を拠点に水稻を中心に営農を展開する認定農業者 〇〇 〇〇 氏 に集積をしようとするものであります。(当該農地はすでに相対で借り受けている分ですが、今回は、長期借入を目的として農地中間管理権で設定しようとするもの)

集積する農地の所有者は14、15ページの21、22、23番の方となり、計3名となります。

農地の所在ですが、位置図6ページをご参照願います。

貸借期間は本年7月からの10年間となっております。

使用貸借権の設定5件目は、中番町内の農地、計5筆・面積にして9,130㎡を、中番町や菅田町を拠点に水稻を中心に営農を展開する 〇〇 〇〇 氏 に集積をしようとするものであります。(新規)

集積する農地の所有者は15ページの24、25番の方となり、計2名となります。

農地の所在ですが、位置図7ページをご参照願います。

貸借期間は本年7月からの10年間となっております。

以上をもちまして、議案第143号の提案説明をおわります。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

○議長 今回の中間管理権の設定を受ける者は、株〇〇〇〇〇〇〇〇だけが飼料作物で、それ以外の者は水稻の予定ですか。

○産業課 そのとおりで、株〇〇〇〇〇〇〇〇が飼料作物で、それ以外は、水稻です。

- 議長 垂井町の図面がありますが、この場所は耕作放棄地がたくさんあり、あまりたくさん作っておられない地域だと思いますが、ここに飼料作物をされるのですか。
- 産業課 既に一部遊休化しつつある農地があるのは事実ですが、これも踏まえて農地として再生し利用するとの申し出があり、木が生えている農地につきましては、地権者との相談の上、伐根作業を行っております。
- 議長 伐根作業は地権者が行うのですか。
- 産業課 基本的には㈱〇〇〇〇〇〇が農地再生を行い、飼料作物を生産する予定です。
- 議長 遊休化しつつある農地を再生して利用してもらうのはありがたいのですが、多可町から小野まで来るには距離があるので、拠点についてはいかがですか。
- 産業課 加東市と小田町の境に、㈱〇〇〇〇〇〇の事業所があり、そこに農機具を保管する形をとっており、足らずの機械については多可町から2 t車で持ってくることになります。
- いずれ、小野市に生産拠点を置きたいと考えられております。
- 議長 生産された飼料作物は、小野市の酪農家に販売されるのですか。
- 産業課 一部は㈱〇〇〇〇〇〇の子会社である、肥育牛の畜産業者への供給となり、小野市内の新たな畜産事業者については、これからになります。
- 現時点では、西脇市や多可町の業者などへ供給する予定です。
- 〇〇〇番 〇〇さんの借りられる4筆の農地についてですが、水利が悪くて耕作放棄地になっていたのですが、そこで水稻をされるのですか。
- 産業課 具体的に現場には出て確認しておりませんが、水稻をされるということです。
- 〇〇〇番 水路はあるのですが、かなり整備しないとイケない水路の状態がありますので、大変ですよ。
- 議長 現状は、この辺りは水稻をされていないのでしょうか。

〇〇〇番 何年か前は、このあたりの半分くらいは作れていましたが、半分放棄地のようになっていて、対象地までに水路を延ばすのは大変だと思うので、畑として利用なども検討した方が良くかもしれません。

〇議長 他に、何かご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

〇議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

〇議長 以上、議案、第 1 4 3 号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）」に関する審議は終了いたしました。

(報告事項)

〇議長 次に、報告事項に移ります。報告事項 1 から 4 を一括して事務局から説明いたします。

〇事務局 1 9 ページをご覧ください。

報告 1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 4 月 3 0 日)

令和 8 年 5 月 2 1 日 小野市農業委員会 会長 中尾 正美

(1) 農家証明 番号 1

住所 大島町〇〇 氏名 〇〇 〇〇 使用目的 農業用倉庫

農家証明につきましては、合計 1 件、使用目的は、全て農業用倉庫の申請です。

(2) 耕作証明 番号 1

住所 新部町〇 氏名 〇〇 〇〇 使用目的 軽油免税申請

耕作証明につきましては合計 1 3 件、使用目的は、全て軽油免税の申請です。

〇事務局 引き続きまして、2 0 ページをご覧ください。

報告 2

下記のとおり農地法施行令第 10 条第 1 項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 4 月 3 0 日)

令和8年5月21日 小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出者 譲受人 王子町〇〇〇〇〇〇 譲渡人 愛知県春日井市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇、物件の表示 所在地 王子町字〇〇〇〇〇 地目田 面積 75 m²、適用といたしまして、令和8年4月23日受理、所有権移転 資材置場 他2件で合計3件、4筆、〇〇m²であります。

○事務局

引き続きまして、21ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和8年4月1日～令和8年4月30日)

令和8年5月21日 小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出人 貸人 池田町〇〇 〇〇 〇〇、借人 池田町〇〇 〇〇 〇相続人代表 〇〇 〇〇、物件の表示 所在地 池田町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇m²、摘要といたしまして、令和8年4月30日受理、農地法第3条 賃借権の合意解約です。合計1件、1筆、〇〇〇m²です。

○事務局

引き続きまして、25ページから26ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和8年3月1日～令和8年3月31日)

令和8年4月21日 小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出者

譲受人(相続人) 中番町〇〇〇 〇〇 〇〇

譲渡人(被相続人) 中番町〇〇〇 〇〇 〇〇

物件の表示 所在地 中番町字〇〇〇〇〇 地目田、面積〇〇m²、合計1筆、合計面積〇〇m²、摘要といたしましては、相続による所有権取得、令和8年4月6日受理。

以下、記載のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出は、合計4件、8筆、〇〇〇〇m²でした。

以上で、報告事項を終わります。

○議長

報告1から4について、事務局から説明が終わりました。

ただいまの報告について、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。

皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有がとうございました。

これをもちまして、第 26 回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第 33 条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和 8 年 5 月 28 日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員 8 番

議事録署名委員 1 番